

令和 7 年第 2 回
志木市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 2 5 日

志木市農業委員会

令和 7 年第 2 回志木市農業委員会総会日程

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）午後 2 時 0 0 分

第 1 開会

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議案

- （1）議案第 5 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- （2）議案第 6 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

第 4 諸報告

- （1）報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- （2）報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第 5 協議事項

- （1）次回総会日程について
- （2）その他

第 6 閉会

《議事録令和7年第2回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月25日（火）午後1時55分から午後2時50分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員（8人）

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	齊藤 正歳
	2番	細田 次男
	4番	清水 隆司
	7番	金子 秀之
職務代理	9番	波澄 洋子
	10番	佐藤 浩之
	11番	志村 二美重
欠席	3番	細田 公雄
	5番	小山 武英
	6番	三枝 将樹
	12番	池ノ内 善和

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古屋 大輔
書記	小林 寛尚

6. 会議の概要

○事務局長

定刻になりましたので、令和7年第2回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、12人中8人でございます。志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和7年第2回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、11番 志村二美重委員、1番 齋藤正歳委員にお願いいたします。併せて、書記として小林主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

(2) 議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

事務局朗読をお願いいたします。

○小林主事 【事務局説明】

本案件は、引き続き農業経営を行っている旨についての証明です。こちらは、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号1番の申請人及び農地の状況につきましては、志村二美重委員に、受付番号10番の申請人及び農地の状況につきましては、田中満男会長に、ご同行いただいて、確認しております。

この後、それぞれの委員よりご説明がございます。
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第5号 受付番号1番「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」につきまして、志村二美重委員より説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村二美重委員

会長の指名がありましたので、議案第5号 受付番号1番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、6ページをお開きください。

市役所から県道を○○方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、議案第5号受付番号10番について、わたくし田中より、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地は、7ページをお開きください。

市役所から県道を□□方面へ進み、■■■の交差点を○折、○キロほど進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進み、○○を○折、さらに○○メートル進んだ○側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■丁目■■■■他■筆の現地を確認したところ、○○や○等が栽培されており、適正に管理されておりました。以上のことから、申請者である ●●●氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、議案第5号 受付番号1，10番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第5号 受付番号1, 10番は可決されました。ありがとうございます。
続きまして議案第6号受付番号6番について、事務局より説明を求めます。

○小林主事【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、受付番号6番の、■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

受付番号6番の農地の状況につきましては、金子秀之委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。

この後、金子委員よりご説明がございます。以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第6号 受付番号6番につきましては、金子秀之委員より、説明、報告を求めます。

○7番 金子秀之委員

会長の指名がありましたので、議案第6号受付番号6番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ●●●氏が所有している生産緑地について、市に買い取り申し出を行うために証明を求めているものであります。

8ページの地図をお開きください。

市役所から県道を○○方面へ、○○km進み、■■交差点を○折した後、○○メートル進んだ、□側の農地が申請地となります。

今回、■■■氏が死亡したことに伴い申請があったものであります。

事務局と同行して、申請農地である○○○丁目○○○他○筆の現地を確認したところ、生前、■■■氏は、○○や○○を中心に農業経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて

特に問題ないことを報告します。
よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。
それでは、議案第6号 受付番号6番について、
質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。本議案、生産緑地に
係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第6号受付番号6番は可決されました。
ありがとうございました。

続きまして、日程第4の諸報告に入ります。

- (1) 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理
の決定について
- (2) 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理
の決定について

いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。
それでは、報告第1号 受付番号1番につきまして志村二美重委員の報告を求めます。

○11番 志村二美重委員

会長の指名がありましたので、報告第1号 受付番号1番について、説明、報告を行います。

資料は、9ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□

交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 受付番号15番につきまして志村二美重委員の報告を求めます。

○11番 志村二美重委員

会長の指名がありましたので、報告第2号 受付番号15番について、説明、報告を行います。

資料は、10ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 受付番号1、2番につきまして斎藤正歳委員の報告を求めます。

○1番 斎藤正歳委員

会長の指名がありましたので、報告第2号 受付番号1、2番について、説明、報告を行います。

資料は、11、12ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

続きまして、報告第2号 受付番号3番につきまして波澄洋子委員の報告を求めます。

○9番 波澄洋子委員

会長の指名がありましたので、報告第2号 受付番号3番について、説明、報告を行います。

資料は、13ページをご参照ください。

申請地は、市役所から県道を×××方面へ進み、○○交差点を○折、●●mほど進んだ、□□交差点を◇折、◇◇交差点先の交差点を△折、☆側の農地が申請地となります。

現地は、既存の住宅敷地に隣接しておりまして、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。

以上でございます。

○田中会長

ありがとうございました。

ただいまの報告第1、2号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和7年3月25日 火曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定で
ございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和7年3月25日 火曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないようなので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 古屋主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① 生産緑地の買取りあっせんについて
- ② 農地パトロールについて
- ③ 女性農業委員のセミナーについて
- ④ 8、1調査について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和7年第2回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和7年2月25日

志木市農業委員会議長 田中 満男

11番 志村 二美重

1 番 齋藤 正歳